

島本町規則第 7 号

島本町企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島本町企業立地促進条例（平成 23 年島本町条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 条例第 6 条の規定による申請は、指定事業者指定申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、対象となる建物の建設工事に着手する 30 日前までに行うものとする。

(指定の通知)

第 3 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査の上指定の可否を決定し、指定事業者指定(却下)決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号の規定による届出は、指定申請事項変更届（様式第 3 号）により行うものとする。

(建設工事着工の届出)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定による届出は、建設工事着工届（様式第 4 号）により行うものとする。

(事業開始の届出)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項第 3 号の規定による届出は、事業開始届(様式第 5 号)により行うものとする。

(指定の承継)

第 7 条 条例第 9 条の規定により指定事業者の指定を承継しようとする者は、指定承継申請書(様式第 6 号)に次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付申請)

第 8 条 第 3 条の規定による通知を受けた指定事業者が条例第 3 条第 1 項に規定する奨励金の交付の申請をしようとするときは、奨励金交付申請書(様式第 7 号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第 8 号)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の交付決定)

第 9 条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、かつ、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めた場合は、奨励金交付決定通知書(様式第 9 号)により申請者に通知するものとする。

(帳簿等の整備)

第 1 0 条 奨励金の交付を受けた者は、奨励措置に係る証拠書類、帳簿等を整理し、当該奨励金の交付を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

